

平成 26 年 9 月 19 日

改正貿易保険法の施行のための政令が閣議決定されました

本日、先の通常国会において成立した「貿易保険法の一部を改正する法律」を施行するため、関係政令が下記のとおり、閣議決定されました。
「貿易保険法の一部を改正する法律」の施行期日は平成 26 年 10 月 1 日となります。

1. 貿易保険法の改正について

先の通常国会において、本邦企業が国際的な事業展開を安定的に行うための環境を整備するため、海外でプラント建設等を行う本邦企業が戦争やテロ等による事業の中断によって負担する追加費用を貿易保険の対象とすることや、中小企業の更なる国際展開を後押しするため、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)の再保険先を国内の保険会社にも拡充すること等の措置を講じた「貿易保険法の一部を改正する法律」が成立しました。

2. 政令の概要

(1)貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の施行期日を、平成 26 年 10 月 1 日と決めました。

(2)貿易保険法施行令の一部を改正する政令

①戦争やテロ等によって本邦企業が負担する追加費用(法27条2項5号関係)

貨物を保管するための費用や、作業員等が避難するための移動費等を貿易保険で填補できる費用として決めました。本改正によって、本邦企業が被る追加コストの負担を軽減できるようになります。

②NEXI が国内の保険会社から再保険を引き受ける保険(法13条2項2号関係)

輸出した際に代金が回収できないこと等による損失を填補対象とする対外取引向け保険を再保険の対象として決めました。本改正によって、NEXI と保険会社が連携し、中小企業等の国際展開を後押しすることが可能となります。

③海外投資向け保険の保険金支払要件の緩和

事業休止を理由とした保険事故について、保険金支払要件を 3 月以上の事業休止から 1 月以上の事業休止に短縮しました。本改正によって、投資先の事業が戦争やテロ等によって休止した場合に、より迅速に保険金を支払うことができるようになります。

④その他、改正法の施行に伴う所要の改正を行いました。

3. 参考(その他の法改正事項)

なお、改正法で新たに対応した事項のうち、今回の政令改正に関連する以外のものは以下のとおりです。

【今回の政令改正に関連する以外の主な法改正事項】

① 海外子会社等による事業活動支援(法2条9項、31～33条関係)

日本企業の海外子会社等(「出資外国法人等」)による取引を新たに貿易保険の対象としました。本改正によって、日本企業が行う海外子会社や海外の販売拠点を活用した取引を支援できるようになりました。(なお、法2条9項に定める出資外国法人等の定義については、経済産業省令で定める予定です。)

② 海外プロジェクトによる資金調達の円滑化支援(法2条18項関係)

日本企業が参画する海外プロジェクトに対する本邦銀行の外国拠点や外国銀行等による融資や、つなぎ融資等を新たに貿易保険の対象としました。本改正によって、現地通貨建による資金調達や、短期のつなぎ資金の調達を円滑にできるようになりました。(なお、法2条18項に規定する対象事業の範囲については、経済産業省令で定める予定です)

③ 資金調達手法の多様化への対応(法2条13項関係)

貿易代金貸付保険の対象として、従来からの金融機関等からの借入れのみならず、債券発行等による資金調達を新たに追加しました。本改正によって、借入以外の資金調達の多様化にも円滑に対応できるようになりました。

④ サービス取引に係る支援の拡充(法2条5項関係)

日本企業が行う外国企業等へのサービス提供について、外国で行う場合のほか、日本国内で行う場合も新たに貿易保険の対象としました。本改正によって、大型機器の補修など日本企業が行うサービス提供は、国内外いずれで行う場合も支援できるようになりました。

なお、上記改正事項の施行に伴い必要となる具体的な事項は、今後法施行期日までに省令で定めます。

また、具体的な保険引受けの相談については、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)にお問い合わせ下さい。

※改正法の内容は、<http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140207001/20140207001.html>

※政令改正の内容は、本資料と併せて掲載している条文等をご参照ください。

※改正省令は、公布後、経済産業省の HP に掲載予定です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易保険課長 安楽岡

担当者：安倍、石塚、戸塚

電 話：03-3501-1511(内線 3191)

03-3501-6979(直通)

(保険引受けに関するお問い合わせ先)

独立行政法人日本貿易保険

総務部総務・広報グループ

電 話：03-3512-7653(直通)